

◆市役所代表番号◆

☎ 58-2111 (伊奈庁舎・谷和原庁舎共通)

※旧谷和原村役場の番号(☎ 52-3141)にかけてもつながりますが、谷和原庁舎への直通電話ではありません。(最初に伊奈庁舎の電話交換室につながり、その後各課に転送されます。)

年金無料電話相談

社会保険労務士が年金についてあらゆる相談に応じます。お気軽にご利用ください。

▼期日 10月4日(木)、18日(木)、25日(木)

▼時間 午前10時～午後3時 ※プライベートは厳守します。

☎ 029-228-2650

雇用保険法が変わります!

雇用保険被保険者の皆様へ

10月1日(月)より雇用保険法の改正に伴い、雇用保険の受給要件などが変わります。

○これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働者以外の一般被保険者・短時間被保険者)をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。

○原則として、10月1日以降に離職された方が対象です。 ※詳しい条件などは、お問い合わせください。

☎ 22-8609

「介護サービス情報の公開」制度を存じですか

介護サービスを利用する際に事業所の比較や検討ができて便利です。

介護サービス事業所の「職員体制」、「利用料金」などの基本的な事実情報と「従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する研修を行っているかどうか」、「身体的拘束の排除のための取り組みを行っているかどうか」などの情報を公表しています。詳しい内容は、ホームページをご覧ください。

☎ 029-241-6939

http://park7.wakwak.com/iba-sinkokai

恩給欠格者、戦後強制拘留者、引揚の皆様へ

旧軍人などで恩給などを受けていない恩給欠格者、戦後ソ連やモンゴルに強制拘留された者、終戦に伴い、本邦以外の地域から引揚げられてこられた方の「ご本人」に、あらためて慰藉の念を表すため、内閣総理大臣の『特別慰労品』を贈呈しています。過去に内閣総理大臣名の書状などを受けた方、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求されていない方も対象です。請求書は、社会福祉課の窓口においてあります。請求期間は平成21年3月31日までです。

☎ 0120-234-933

http://www.heiwa.go.jp/

完了検査制度を知っていますか

建築確認を受けた建築物が完成した際には、建築基準法で完了検査が義務付けられています。工事が完了したときは、「完了検査申請書」を行政機関または指定確認検査機関へ提出してください。

完了検査の結果、基準に適合していれば、「検査済証」が発行されます。「検査済証」は、建築物の安全性などが確認された適合建築物の証です。ご不明な点は、お問い合わせください。

☎ 029-822-7074

☎ 029-822-7074

つくば地域農業改良普及センターからのお知らせ

当普及センターでは、農業後継者や農業に参入したい方の「就農相談日」を設定しました。月2回、第2と第4の木曜日、午後2時から5時までです。相談前には事前に電話などでご連絡ください。

市町・農協・農林振興公社の担当者チームが、お待ちしております。

☎ 029-836-1109

つくば市谷田部3952-2

十月より『緊急地震速報』がスタート!

気象庁では、地震の被害軽減のため、地震による強い揺れがくる前にお知らせする「緊急地震速報」を、10月1日から供用開始する予定で進めています。

☎ 029-224-1106

http://www.jma.go.jp/jma/index.html

※お知らせコーナーは次ページに続きます。